

佐賀労働局発表  
令和7年6月25日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 小林 克之  
安全専門官 大石 邦貴  
電話 0952(32)7176 (直通)

## 全国安全週間に当たり、 佐賀労働局長による安全パトロールを実施します

佐賀労働局(局長 城寿克)では、全国安全週間中の7月2日に、労働局長による建設工事現場の安全パトロールを下記のとおり行います。

経営トップには、安全についての所信を明確にし、自らが主導の下、安全衛生管理体制の見直しや職場の安全パトロールを行うなど、この週間を契機として、労働災害の根絶に向けた取組が望まれます。

### 《佐賀労働局長建設工事現場安全パトロール》

日 時：令和7年7月2日(水) 午後2時～午後3時10分  
(雨天決行、大雨、台風等の場合は中止)

工 事 名：鳥栖特別支援学校小中学部・特別教室棟増築工事

場 所：佐賀県鳥栖市原古賀町1307-1(資料1参照)

施工業者：中野・栗山建設共同企業体

実 施 者：佐賀労働局長 ほか



**当日、取材同行を希望される報道機関の方は、準備の都合がございますので、6月30日(月)午後5時までに、佐賀労働局健康安全課(電話 0952-32-7176 担当大石)あてご連絡をお願いします。**

**集合は、工事現場の事務所(資料1参照)に、午後1時50分までをお願いします。**

### 《労働災害発生状況について》

令和6年の休業4日以上労働災害(コロナウイルス感染症によるり患を除く。)は、1,338件発生しており、対前年比で4.3%の増加となっています。死亡災害については、9件発生しており、令和5年と同数となっています。(資料2参照)

令和7年は、5月末現在の速報値で432件発生しており、対前年比で5.1%の減少となっています。(資料3参照)

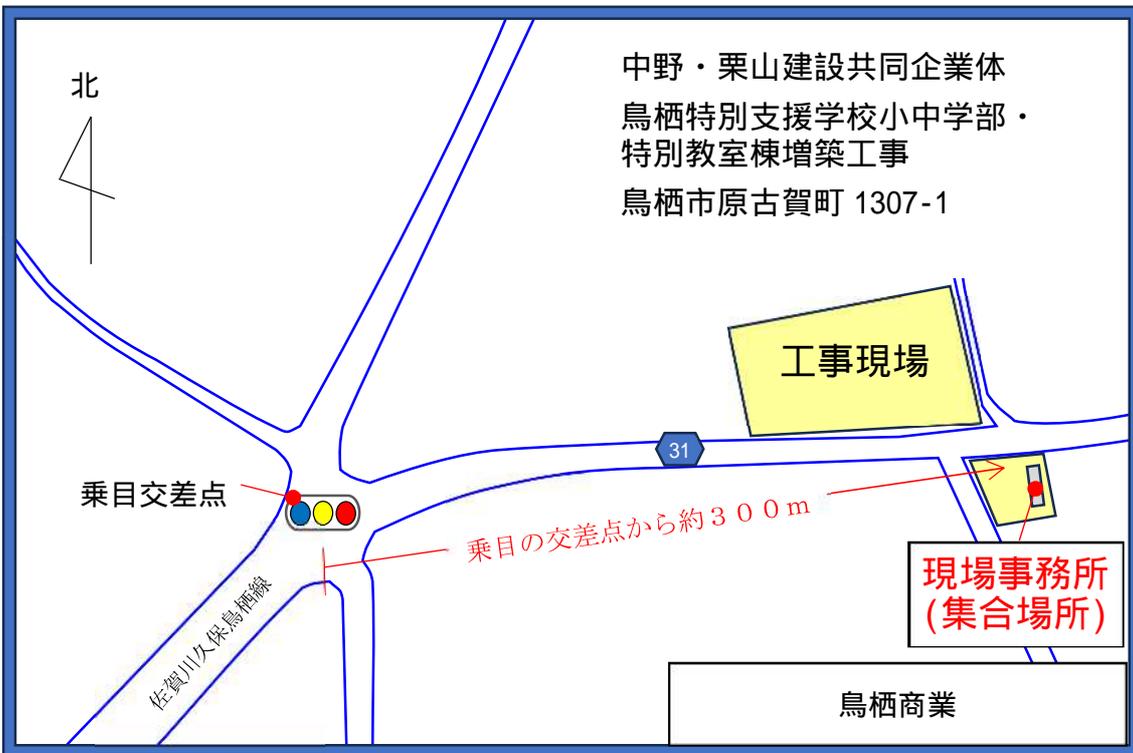
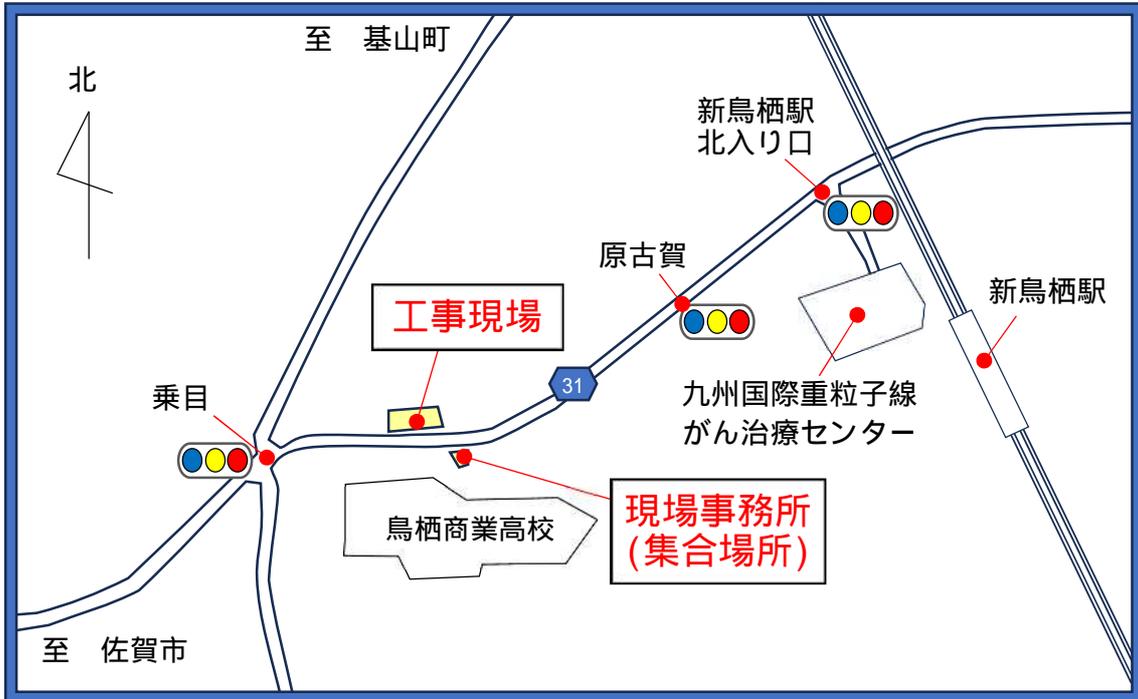
また、熱中症に係る労災認定件数が近年増加しています。令和6年(不休災害を含む)では167件と、対前年比で85.6%増加しています。(資料4参照)

6月1日から職場における熱中症対策が強化されました。事業者には、熱中症の重篤化防止のため、連絡体制等の整備、症状悪化防止に必要な措置手順の作成、対策内容の労働者への周知が、義務付けられています。(資料5参照)

### 《全国安全週間について》

全国安全週間は、『多様な仲間と 築く安全 未来の職場』を今年度のスローガンとして、7月1日から同月7日まで実施されます。(準備期間は、6月1日から同月30日まで)(資料6参照)

# 現場案内図



## 令和 6 年 業種別署別労働災害発生状況 (12月末累計)

(コロナ感染症によるものを除く。)

確定値

業種	佐賀署						唐津署						武雄署						伊万里署						局計						
	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率 %	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率 %	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率 %	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率 %	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率 %	
01 食料品製造		79	1	77	2	2.6%		21		23	-2	-8.7%		19		18	1	5.6%		7		7		0%		126		1	125	1	0.8%
02 繊維工業				3	-3	-100.0%								1			1	-								1		3	-2	-66.7%	
03 衣服その他の繊維	1	2		2		-															1		1	-1	-100.0%	1	2	1	1	100.0%	
04 木材・木製品		4		4		0%								1		1		0%			3		1	2	200.0%		8		6	2	33.3%
05 家具・装備品		2		2		-								1		1		-								3		3		-	
06 パルプ等		15		10	5	50.0%																	1	-1	-100.0%	15		11	4	36.4%	
07 印刷・製本		2		1	1	100.0%															1		1		-	3		1	2	200.0%	
08 化学工業	1	17	1	22	-5	-22.7%		3		3		0%								1		1		-	1	21	1	25	-4	-16.0%	
09 窯業土石		4		8	-4	-50.0%		3		3		-		4		4		0%			12		4	8	200.0%		23		16	7	43.8%
10 鉄鋼業		7		5	2	40.0%								1		2	-1	-50.0%								8		7	1	14.3%	
11 非鉄金属		1		1		-																				1		1		-	
12 金属製品		15		16	-1	-6.3%		1		1		-		2		6	-4	-66.7%			6		9	-3	-33.3%	24		31	-7	-22.6%	
13 一般機械器具		6		7	-1	-14.3%				1	-1	-100.0%		7		2	5	250.0%			3	1	2	1	50.0%	16	1	12	4	33.3%	
14 電気機械器具	1	4		4		0%				1	-1	-100.0%		1		4	-3	-75.0%			3		3		0%	1	8	12	-4	-33.3%	
15 輸送機械製造		9		10	-1	-10.0%		1		2	-1	-50.0%		1						1	12		20	-8	-40.0%	1	23	32	-9	-28.1%	
16 電気・ガス		1		1		-																				1		1		-	
17 その他の製造		21		22	-1	-4.5%		6		2	4	200.0%		5		4	1	25.0%			4		4		-	36		28	8	28.6%	
01 製造業	3	189	2	189		0%		35		32	3	9.4%		43		41	2	4.9%	1	52	1	48	4	8.3%	4	319	3	310	9	2.9%	
01 石炭鉱業						-						-						-												-	
02 土石採取業		1		1		0%						-						-								1		1		0%	
03 その他の鉱業						-				1	-1	-100.0%						-									1	-1	-100.0%		
02 鉱業		1		1		0%				1	-1	-100.0%						-								1		2	-1	-50.0%	
01 土木工事		22	1	26	-4	-15.4%		11	1	7	4	57.1%		10	1	13	-3	-23.1%		9	1	3	6	200.0%		52	4	49	3	6.1%	
02 建築工事		37		45	-8	-17.8%		9		9		0%		18		19	-1	-5.3%	1	5		10	-5	-50.0%	1	69		83	-14	-16.9%	
03 その他の建設		23		18	5	27.8%		8		11	-3	-27.3%		7		6	1	16.7%		4		3	1	33.3%		42		38	4	10.5%	
03 建設業		82	1	89	-7	-7.9%		28	1	27	1	3.7%		35	1	38	-3	-7.9%	1	18	1	16	2	12.5%	1	163	4	170	-7	-4.1%	
01 鉄道等	2	2		2		-		1		1		0%						-							2	3		1	2	200.0%	
02 道路旅客		7		9	-2	-22.2%		3		1	2	200.0%						-		1		1		0%		11		11		0%	
03 道路貨物運送		100		101	-1	-1.0%	1	13		14	-1	-7.1%		10	1	14	-4	-28.6%		9		16	-7	-43.8%	1	132	1	145	-13	-9.0%	
04 その他の運輸交通						-						-						-												-	
04 運輸交通業	2	109		110	-1	-0.9%	1	17		16	1	6.3%		10	1	14	-4	-28.6%		10		17	-7	-41.2%	3	146	1	157	-11	-7.0%	
01 陸上貨物		27		28	-1	-3.6%				1	-1	-100.0%						-								27		29	-2	-6.9%	
02 港湾運送業						-		1		1		-						-		1		3	-2	-66.7%		2		3	-1	-33.3%	
05 貨物取扱		27		28	-1	-3.6%		1		1		0%						-		1		3	-2	-66.7%		29		32	-3	-9.4%	
01 農業		2		5	-3	-60.0%				2	-2	-100.0%		4		1	3	300.0%		1		1		-		7		8	-1	-12.5%	
02 林業		4		6	-2	-33.3%		2		2		0%				2	-2	-100.0%				1	-1	-100.0%		6		11	-5	-45.5%	
06 農林業		6		11	-5	-45.5%		2		4	-2	-50.0%		4		3	1	33.3%		1		1		0%		13		19	-6	-31.6%	
01 畜産業		11		7	4	57.1%		6		5	1	20.0%		3		1	2	200.0%		2		2		-		22		13	9	69.2%	
02 水産業		3		2	1	50.0%		1		2	-1	-50.0%						-								4		4		0%	
07 畜産・水産業		14		9	5	55.6%		7		7		0%		3		1	2	200.0%		2		2		-		26		17	9	52.9%	
01 卸売業		15		22	-7	-31.8%		5		4	1	25.0%		8		11	-3	-27.3%		1		2	-1	-50.0%		29		39	-10	-25.6%	
02 小売業		83		69	14	20.3%		19		17	2	11.8%		28	1	25	3	12.0%		20		12	8	66.7%		150	1	123	27	22.0%	
03 理美容業				5	-5	-100.0%						-						-									5	-5	-100.0%		
04 その他の商業		30		27	3	11.1%				1	-1	-100.0%		4		4		-		1		3	-2	-66.7%		35		31	4	12.9%	
08 商業		128		123	5	4.1%		24		22	2	9.1%		40	1	36	4	11.1%		22		17	5	29.4%		214	1	198	16	8.1%	
01 金融業		4		5	-1	-20.0%		1		1		0%		4		4		-								9		6	3	50.0%	
02 広告・あっせん						-						-						-		1		1		-		1		1		-	
09 金融広告業		4		5	-1	-20.0%		1		1		0%		4		4		-		1		1		-		10		6	4	66.7%	
01 映画・演劇業						-						-						-												-	
10 映画・演劇業						-						-						-												-	
01 通信業		11		7	4	57.1%		2		3	-1	-33.3%		2		3	-1	-33.3%		2		2		0%		17		15	2	13.3%	
11 通信業		11		7	4	57.1%		2		3	-1	-33.3%		2		3	-1	-33.3%		2		2		0%		17		15	2	13.3%	
01 教育研究		6		12	-6	-50.0%		1		4	-3	-75.0%		2		2		-				1	-1	-100.0%		9		17	-8	-47.1%	
12 教育研究		6		12	-6	-50.0%		1		4	-3	-75.0%		2		2		-				1	-1	-100.0%		9		17	-8	-47.1%	
01 医療保健業		40		28	12	42.9%		1		5	-4	-80.0%		16		13	3	23.1%		7		1	6	600.0%		64		47	17	36.2%	
02 社会福祉施設		88		74	14	18.9%		15		14	1	7.1%		34		34		0%		10		10		0%		147		132	15	11.4%	
03 その他の保健衛生		1		5	-4	-80.0%						-		1		1		-				1	-1	-100.0%		2		6	-4	-66.7%	
13 保健衛生業		129		107	22	20.6%		16		19	-3	-15.8%		51		47	4	8.5%		17		12	5	41.7%		213		185	28	15.1%	
01 旅館業		13		8	5	62.5%		2		3	-1	-33.3%		8		8		0%		2		2		-		25		19	6	31.6%	
02 飲食店		20		27	-7	-25.9%		6		6		0%	1	8		3	5	166.7%		7		5	2	40.0%	1	41		41		0%	
03 その他の接客		4		5	-1	-20.0%		4		4		0%		4		3	1	33.3%		1		1		0%		13		13		0%	
14 接客娯楽		37		40	-3	-7.5%		12		13	-1	-7.7%	1	20		14	6	42.9%		10		6	4	66.7%	1	79		73	6	8.2%	
01 清掃・と畜		35		27	8	29.6%		9		6	3	50.0%		2		7	-5	-71.4%		2		2		0%		48		42	6	14.3%	
15 清掃・と畜		35		27	8	29.6%		9		6	3	50.0%		2		7	-5	-71.4%		2		2		0%		48		42	6	14.3%	
01 官公署						-						-		2		1	1	100.0%						-		2		1	1	100.0%	
16 官公署						-						-		2		1	1	100.0%						-		2		1	1	100.0%	
01 派遣業																															

令和7年 業種別署別労働災害発生状況（5月末累計）

（コロナ感染症によるものを除く。）

資料3

令和7年6月集計

業種	佐賀署						唐津署						武雄署						伊万里署						局計						
	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	当年死亡	当年死傷	前年死亡	前年死傷	対前年比	増減率%	
01 食料品製造	25	31	-6	-19.4%			16	10	6	60.0%			4	5	-1	-20.0%			3	2	1	50.0%			48	48		0%			
02 繊維工業																															
03 衣服その他の繊維		1	1	-1	-100.0%																					1	1	-1	-100.0%		
04 木材・木製品	1	2	-1	-50.0%									1		1						2	2		0%		4	4		0%		
05 家具・装備品	1	1		0%																					1	1		0%			
06 パルプ等	1	3	-2	-66.7%																					1	3	-2	-66.7%			
07 印刷・製本			1	-1	-100.0%																					1	-1	-100.0%			
08 化学工業	12	7	5	71.4%				1	-1	-100.0%											1	-1	-100.0%		12	9	3	33.3%			
09 窯業土石	3	1	2	200.0%				1	-1	-100.0%			2	2		0%					2	5	-3	-60.0%		7	9	-2	-22.2%		
10 鉄鋼業			3	-3	-100.0%		1		1				2		2										3	3		0%			
11 非鉄金属																															
12 金属製品	8	4	4	100.0%				1	-1	-100.0%			1	1		0%					5	4	1	25.0%		14	10	4	40.0%		
13 一般機械器具	1	2	-1	-50.0%									1	1		0%						1	-1	-100.0%		2	4	-2	-50.0%		
14 電気機械器具			3	-3	-100.0%									1	-1	-100.0%					2	1	1	100.0%		2	5	-3	-60.0%		
15 輸送機械製造	1	5	-4	-80.0%			1		1		0%										4	1	5	-1	-20.0%		6	1	11	-5	-45.5%
16 電気・ガス																															
17 その他の製造	8	6	2	33.3%										1	-1	-100.0%					1		1			9	7	2	28.6%		
01 製造業	61	70	-9	-12.9%		18	14	4	28.6%			11	11		0%					19	21	-2	-9.5%		109	116	-7	-6.0%			
01 石炭鉱業																															
02 土石採取業													1		1											1		1			
03 その他の鉱業																															
02 鉱業												1		1												1		1			
01 土木工事	5	11	-6	-54.5%		5	2	3	150.0%			3	2	1	50.0%						3	-3	-100.0%		13	18	-5	-27.8%			
02 建築工事	10	12	-2	-16.7%		3	3		0%			4	8	-4	-50.0%					1	1	1		0%	18	1	24	-6	-25.0%		
03 その他の建設	7	10	-3	-30.0%		2	5	-3	-60.0%			6	4	2	50.0%						2	-2	-100.0%		15	21	-6	-28.6%			
03 建設業	22	33	-11	-33.3%		10	10		0%			13	14	-1	-7.1%					1	1	6	-5	-83.3%		46	63	-17	-27.0%		
01 鉄道等	1		1																							1		1			
02 道路旅客	1	4	-3	-75.0%		1	1		0%			1		1												3	5	-2	-40.0%		
03 道路貨物運送	1	37	33	4	12.1%		1	3	-2	-66.7%			4	1	3	300.0%				2	3	-1	-33.3%		1	44	40	4	10.0%		
04 その他の運輸交通							1		1																	1		1			
04 運輸交通業	1	39	37	2	5.4%		3	4	-1	-25.0%			5	1	4	400.0%				2	3	-1	-33.3%		1	49	45	4	8.9%		
01 陸上貨物	3	13	-10	-76.9%																						3	13	-10	-76.9%		
02 港湾運送業						2	1	1	100.0%												1		1			3	1	2	200.0%		
05 貨物取扱	3	13	-10	-76.9%		2	1	1	100.0%												1		1			6	14	-8	-57.1%		
01 農業	1		1			2	2														1	1		0%		4	1	3	300.0%		
02 林業	1	2	-1	-50.0%																	1		1			2	2		0%		
06 農林業	2	2		0%		2	2														2	1	1	100.0%		6	3	3	100.0%		
01 畜産業	4	2	2	100.0%			3	-3	-100.0%				2	-2	-100.0%											4	7	-3	-42.9%		
02 水産業	2	2		0%			1	-1	-100.0%																	2	3	-1	-33.3%		
07 畜産・水産業	6	4	2	50.0%			4	-4	-100.0%				2	-2	-100.0%											6	10	-4	-40.0%		
01 卸売業	14	2	12	600.0%		1	3	-2	-66.7%			3	6	-3	-50.0%						1	-1	-100.0%		18	12	6	50.0%			
02 小売業	25	28	-3	-10.7%		7	8	-1	-12.5%			10	8	2	25.0%						7	7		0%		49	51	-2	-3.9%		
03 理美容業																															
04 その他の商業	5	7	-2	-28.6%		1		1					2	-2	-100.0%											6	9	-3	-33.3%		
08 商業	44	37	7	18.9%		9	11	-2	-18.2%			13	16	-3	-18.8%						7	8	-1	-12.5%		73	72	1	1.4%		
01 金融業	1	1		0%									1	-1	-100.0%											1	2	-1	-50.0%		
02 広告・あっせん																															
09 金融広告業	1	1		0%									1	-1	-100.0%											1	2	-1	-50.0%		
01 映画・演劇業																															
10 映画・演劇業																															
01 通信業	4	2	2	100.0%			1	-1	-100.0%			3		3								1	-1	-100.0%		7	4	3	75.0%		
11 通信業	4	2	2	100.0%			1	-1	-100.0%			3		3								1	-1	-100.0%		7	4	3	75.0%		
01 教育研究	5		5			2	1	1	100.0%				1	-1	-100.0%											7	2	5	250.0%		
12 教育研究	5		5			2	1	1	100.0%				1	-1	-100.0%											7	2	5	250.0%		
01 医療保健業	13	12	1	8.3%		2	2					6	3	3	100.0%					3	2	1	50.0%		24	17	7	41.2%			
02 社会福祉施設	21	27	-6	-22.2%		9	2	7	350.0%			3	8	-5	-62.5%					3	3		0%		36	40	-4	-10.0%			
03 その他の保健衛生			1	-1	-100.0%								1	-1	-100.0%												2	-2	-100.0%		
13 保健衛生業	34	40	-6	-15.0%		11	2	9	450.0%			9	12	-3	-25.0%						6	5	1	20.0%		60	59	1	1.7%		
01 旅館業	2	7	-5	-71.4%									4	1	3	300.0%				1		1				7	8	-1	-12.5%		
02 飲食店	13	8	5	62.5%			1	-1	-100.0%			5	4	1	25.0%					2	4	-2	-50.0%		20	17	3	17.6%			
03 その他の接客	1	3	-2	-66.7%																											

# STOP! 熱中症

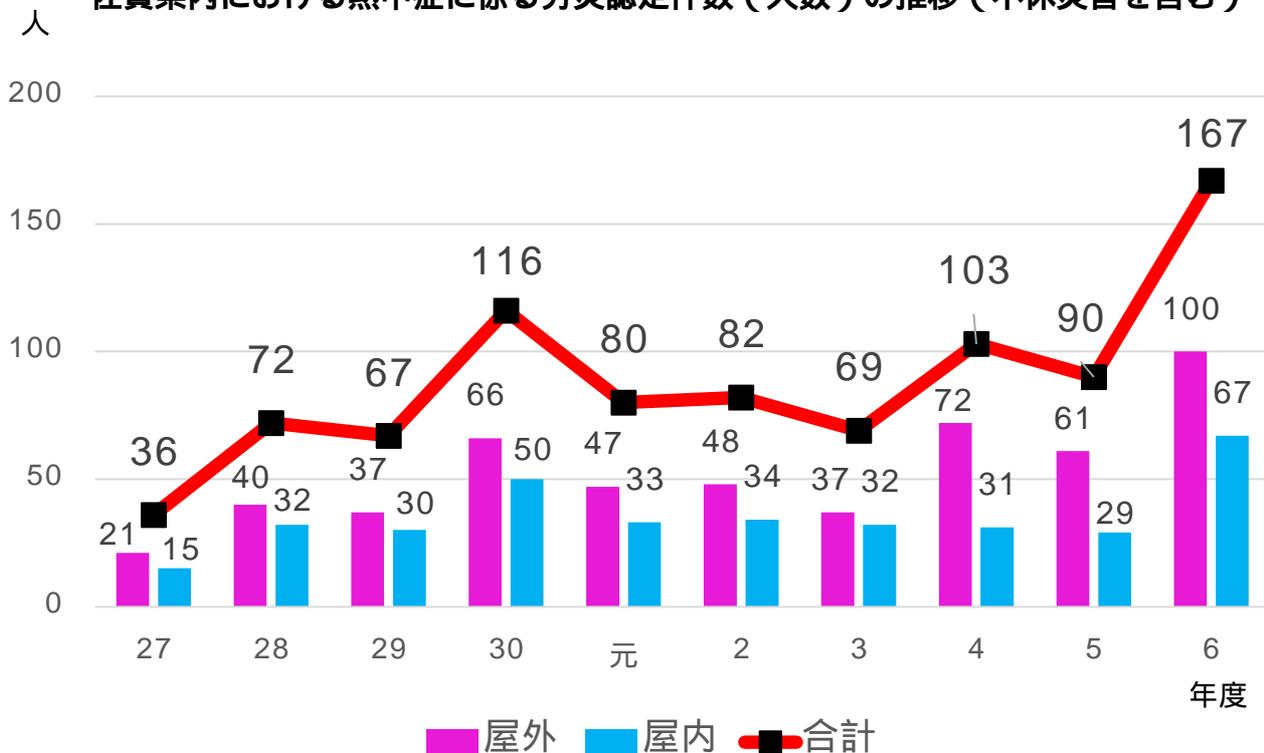
## クールワークキャンペーン

キャンペーン期間 資料4

5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

佐賀県内における熱中症に係る労災認定件数（人数）の推移（不休災害を含む）



キャンペーン概要

佐賀労働局・労働基準監督署

実施されているかを確認し、しましょう

5月～9月 キャンペーン期間にすべきこと

暑さ指数の低減

水分・塩分の摂取

作業時間の短縮

休憩場所の整備

暑熱順化への対応

作業中の労働者の健康状態の確認

異常時の対応

- ・あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
- ・少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却  
症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

「令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます」

# 職場における 熱中症対策の強化について



## 熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方



### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

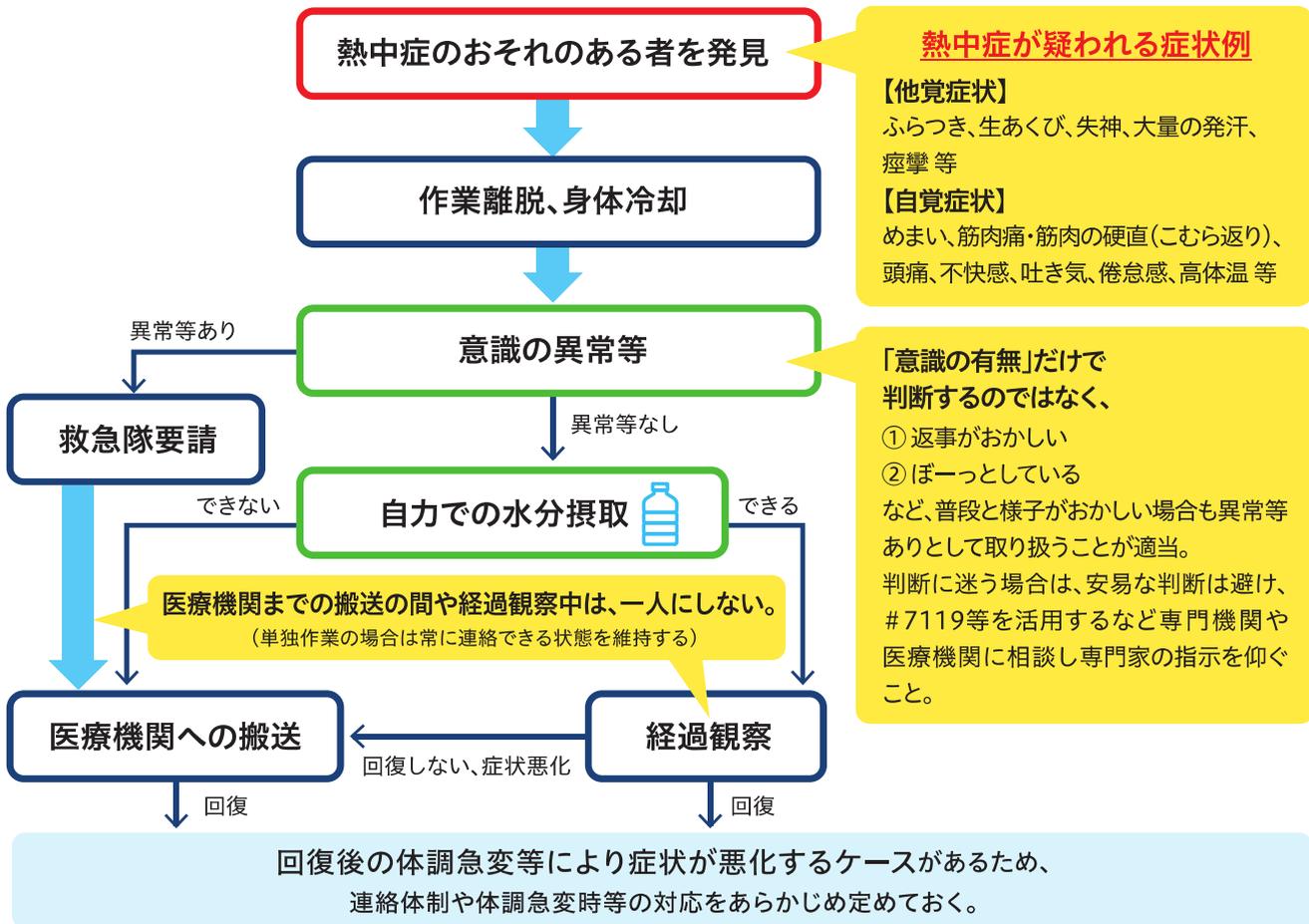
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

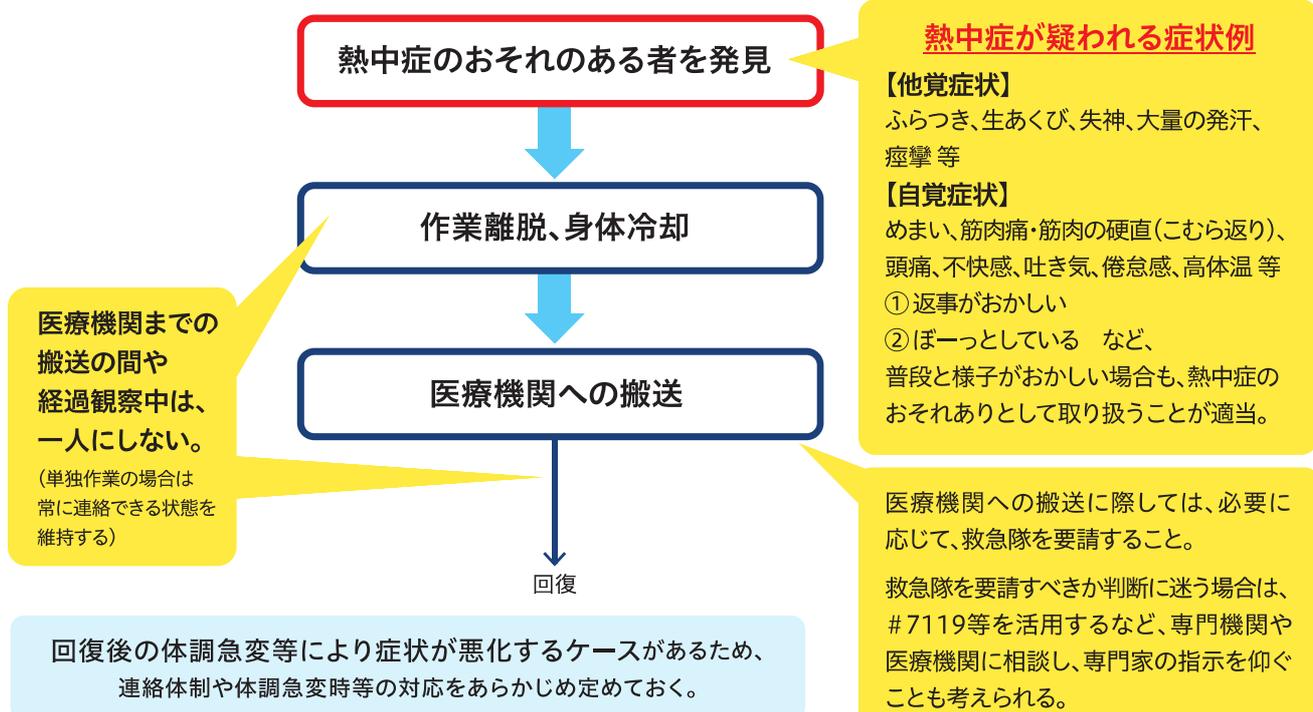
## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



# 令和 7 年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

## 1 趣旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 98 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 6 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 3 年目となる令和 7 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 7 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

## 多様な仲間と 築く安全 未来の職場

## 2 期間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

## 3 実施者

各事業場

## 4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

### (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

### (2) 継続的に実施する事項

安全衛生活動の推進

#### ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等による P D C A サイクルの確立

#### イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

#### ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

#### エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

#### オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

#### 業種の特性に応じた労働災害防止対策

##### ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- (オ) パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

##### イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- (イ) 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- (ウ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (エ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (オ) トラックの逸走防止措置の実施
- (カ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

##### ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
  - a 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
  - b 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
  - c 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
  - d 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
  - e 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
  - f 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
  - g 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- (イ) 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- (ウ) 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

##### エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- (カ) 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

##### オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

#### 業種横断的な労働災害防止対策

##### ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

##### イ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

##### ウ 交通労働災害防止対策

##### エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

##### オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_57195.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57195.html))